

外部委託先との委託契約について

1. 「業務委託」は、当健保の業務を外部の委託先に委託することを指します。「業務委託」においては、委託先において健康保健組合が所有する一部の個人情報を取り扱うことがあります。
2. 「業務委託」は、健康保険組合が持つ大規模データの迅速な処理、委託先での集中管理による運営コストの低減、レセプトチェックや特定保健指導等の委託先での専門性の発揮など健保業務をより合理的に運営する目的を達成するために行います。
3. 「業務委託」は下記内容を含みます
 - ・「レセプト」の不正・誤謬・遺漏などの修正を目的としたレセプトチェック
 - ・「療養費請求書」のおける不正・誤謬・遺漏などの修正を目的とした請求書のチェック
 - ・「特定健康診査」など専門性発揮・運営コスト逓減を目的とした当該業務の委託
 - ・「特定保健指導」など専門性発揮・運営コスト逓減を目的とした当該業務の委託
 - ・「ホームページ」「広報誌」など専門性発揮・運営コスト逓減を目的とした当該業務の委託
 - ・その他

「業務委託」は、当健保の利用目的の範囲内で業務委託先との個人情報の守秘義務の契約締結等を条件にする限り「第三者への情報提供に該当しないもの」と法的に位置づけられています。「業務委託」先と当健保とは「業務委託」契約を締結した上で「業務委託」を行います。それには個人情報に関する以下の内容を含みます。

- ・委託に付する業務内容
- ・委託先業者名
- ・対象となる個人情報
- ・個人情報保護に関する管理体制
- ・個人情報の処理に関する外部委託に関する措置
- ・個人情報の管理に関する監督
- ・守秘義務
- ・目的外使用の禁止
- ・再委託の原則禁止
- ・契約解除事項の設定
- ・損害賠償